

滋賀県代表選手の選考及び大会参加に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県代表選手の大会参加に関して必要な事項を定める。

(対象大会)

第2条 この規程は、次の大会に関するものとする。

- (1) 国民スポーツ大会（近畿ブロック予選含む）
- (2) 全日本選手権大会（ダブルス・シングルス・ミックスダブルス）
- (3) 日本スポーツマスターズ
- (4) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

(選考方法)

第3条 上記第2条の各大会別に選考方法を定める。

- 2 国民スポーツ大会の選考は一貫指導部が別に定め、選考方法については滋賀県ソフトテニス連盟ホームページに掲載する。
- 3 第2条(2)の全日本大会については、県内予選会の上位選手に出場権を与える。但し、参加者が少なく大会が成立しない場合は、再選考会又は連盟からの推薦によって代表選手を決定する。
- 4 第2条(3)、(4)の大会については、5月連休中に予選会を開催し上位ペアに出場権を与える。但し、参加者が少なく大会が成立しない場合は、再選考会又は連盟からの推薦によって代表選手を決定する。
- 5 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の参加資格等については別に定める。

(改正)

第4条 この規程の改正は、役員会の決議を経て改正することができる。

付則 この規程は、令和5年4月1日より施行する
この規程は、令和8年3月14日に一部改正する

【別 紙】

I. 全国健康福祉祭(ねんりんピック)参加制限

1. スポーツ交流大会には、1人1種目に限り参加できることとする。
2. 前年度(前回)全国健康福祉祭大会に選手として参加した者については同一種目への参加を認めない。
3. 年齢は、60歳以上とする。
4. 原則として、過去の全国健康福祉祭に参加したことがない者が優先して参加できる。

II. ねんりんピック確認事項

1. 代表選手は、6名とする。ただし、選考会に出場した者の中から交替員2名を選考することができる。
2. 監督は出場選手が兼務する。
3. 代表選手選考後に故障者が出た場合は、連盟からの推薦によって決定する。
4. 代表選手選考後の連絡指示等は、監督に一任する。

III. 平成29年2月26日総会で確認

令和 5年2月26日 一部改定

- ① II-3 監督が選考会に出場した者の中から選手を⇒ 連盟からの推薦によって
- ② II-4 指示命令は、監督に一任する。⇒ 連絡指示等は、監督に一任する。